（簡易確定手続において特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第三十五条の十一　法第五十三条において準用する民事訴訟法第三百三十条又は第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2　前項の規定は、法第五十三条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用・法第五十三条）

第三十五条の十二　特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編第一章（第一条第三項、第一条の二並びに第四条第三項及び第四項を除く。）、第二章（第六条、第六条の二及び第八条を除く。）、第三章（第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二節、第二十条第一項から第三項まで、第二十二条並びに第二十三条第三項を除く。）及び第五章（第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第二節、第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第四十八条並びに第五十一条第三項から第七項までを除く。）、第五十六条、第二編第二章（第六十条、第六十三条の二、第六十四条、第七十六条の二第一項後段、第八十条、第八十一条、第八十二条第三項及び第四項、第三節並びに第九十五条第三項を除く。）、第三章（第百一条、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二並びに第七節を除く。）及び第五章（第百六十二条を除く。）、第三編第三章、第四編（第二百十一条第二項及び第三項を除く。）並びに第九編の規定を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（異議後の訴訟についての授権の証明等・法第五十七条）

第三十七条　法第五十七条第一項の授権は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

2　民事訴訟法第百三十二条の十一第一項第一号に掲げる者は、最高裁判所の細則で定めるところにより、前項の授権を証明する書面の画像情報又は電磁的記録を電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

3　裁判所は、前項の規定により書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

4　［略］

5　［略］

（手続の受継の申立ての方式・法第六十六条）

第四十三条　民事訴訟規則第五十一条の規定（法第六十六条第一項第一号及び第二号の簡易確定手続並びに同項第一号の仮差押命令に係る仮差押えの手続にあっては、同規則第五十一条第三項から第七項までの規定を除く。）は、法第六十六条第一項の規定による手続の中断について準用する。

［新設］

（民事訴訟規則の準用・法第五十三条）

第三十五条　特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編第一章、第二章（第六条、第六条の二及び第八条を除く。）、第三章（第二節、第二十条第一項及び第二項、第二十二条、第三十条の二並びに第三十条の三を除く。）及び第五章（第二節及び第四十八条を除く。）、第五十六条、第二編第二章（第六十条、第六十四条、第八十条、第八十一条、第三節及び第九十五条第三項を除く。）及び第三章（第百一条及び第百五十七条第二項、第百六十条、同編第五章（第百六十二条を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第八編の規定を準用する。

（異議後の訴訟についての授権の証明等・法第五十七条）

第三十七条　法第五十七条第一項の授権は、書面で証明しなければならない。

［新設］

2　［同上］

3　［同上］

（手続の受継の申立ての方式・法第六十六条）

第四十三条　民事訴訟規則第五十一条の規定は、法第六十六条第一項の規定により手続が中断したときについて準用する。